

公用車への広告主の募集について

高浜市では、公用車（市が管理する車両）の側面に広告を掲載する「走る広告」を行っています。広告は特殊フィルムにより車体に貼り付けるもので、1台を単位として次の要領で募集します。

◇募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

◇対象車両、広告の大きさ、広告掲載料など

車両	募集台数	掲載場所	サイズ (cm) 縦 × 横	広告掲載料 (税込み)
小型貨物自動車 (プロボックス)	2台			1台につき 2,000円／月
軽貨物自動車 (ミラ)	2台	両側面	50×50	

- ・掲載期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
原則として広告掲載の日から1か月単位で、最長1年です。
- ・公用車は月曜日から金曜日の昼間、主に市内を走行します。（公務の都合により、市外に出ることもあります。）
- ・広告については、高浜市広告掲載実施基準に基づき、取り扱います。

◇広告の材質

特殊フィルム（広告の内容を表示したフィルムにより、剥離が可能な素材で貼付するもので、広告撤去の際に車体の塗装の損傷を生じさせないもの）

- ・特殊フィルムの作成、公用車への掲載、撤去作業は、申込者の責任において行っていただきます。※広告掲載料には広告作成の経費等は含みません。
- ・公用車の運行中に広告が自然剥離した場合においても、一切の責任は広告主に帰属します。

◇対象者

事業を営む個人又は法人（会社）、若しくはこれらの連合体、国、地方公共団体、公益法人

◇掲載できない広告

高浜市広告掲載実施基準において掲載しないとするもの

※広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属し、市が推奨等するものではありません。

◇申込書類

- ①高浜市車両広告掲載申込書（様式第1）
- ②広告掲載案 広告内容（広告見本）をA4規格に縮小したもの
- ③パンフレットなど事業所の概要がわかる書類（あれば）

◇申込方法

【メール】

件名を「高浜市車両広告掲載申込」とし、申込書類①～③の電子データを添付し、次のアドレスまで送信してください（データ容量は5MBまで）。

＜送信先＞gyosei@city.takahama.lg.jp

【直接持参】

平日（土、日曜日・祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、行政グループ（市役所2階27番窓口）へ申込書類①～③をご提出ください。

【郵送】

申込書類①～③を下記宛先まで送付してください。

＜宛先＞〒444-1398 高浜市青木町四丁目1番地2

高浜市総務部行政グループ 宛

令和8年2月27日（金）午後5時15分到着分までを募集期間内の申込みとします。

◇選定の流れ

①募集期間内

申込みが募集台数を超える場合は、市内業者を優先にして、抽選を行います。また、多くの事業者に参加していただくため、複数台の申込みについては、台数の相談をさせていただく場合があります。

②掲載可否の通知

申込受付後、掲載の可否を決定し「高浜市車両広告 掲載・不掲載 決定通知書（様式第2）」で通知します。

③掲載決定後の手続き

- 掲載決定の通知が届きましたら、広告（特殊フィルム）を作成し、4月1日以降に公用車への掲載にお越しください。
- 請求書及び納付書（領収済通知書）をお渡ししますので、指定する期日までに掲載期間の広告掲載料を一括してお支払ください。

募集期間終了後についても、空きがある場合は、随時募集を行います。

◇問合せ先

高浜市総務部行政グループ

電話番号：0566-95-9506（直通）

メール：gyosei@city.takahama.lg.jp